

# 先端技術に対する産業政策の日米比較

小尾 美千代・金 雄熙

はじめに

## 一 先端技術に対する産業政策

- (一) 日米関係における産業政策への関心の高まり
- (二) 先端技術産業に対する政府の対応

## 二 事例研究

- (一) 情報スーパーハイウェイ
- (二) 高品位(高精細度)テレビ

## 三 産業政策の日米比較

- (一) 政府の役割の分類
  - (二) 事例の分析と解釈
  - (三) 小括
- おわりに

はじめに

日米両政府の市場に対する政策スタンスについては、日本では政府主導による「官民一体」的な、米国では民間主導の「自由競争」的な経済活動が展開されているという観方がしばしばなされている。しかし、このような単一的な観方では、現実を適切に捉えることができるかどうかは疑問である。そこで、この小論では、先端技術産業における二つの事例を考察することによって、日米それぞれの産業政策の内容とその変化について比較分析を行い、その特徴を明らかにすることを目指す。事例としては、情報スーパーハイウェイと高品位テレビを取り上げる。

## 一 先端技術に対する産業政策

### (一) 日米関係における産業政策への関心の高まり

日米経済摩擦においては、個別分野における輸出入の不均衡から、一国の貿易収支の不均衡へと問題の関心が移行し、拡大した米国の対日貿易赤字を削減することを目的とした交渉が多くなされるようになった。しかしながら、個別分野における貿易収支の均衡化は思うようには達成されなかったため、日本における経済・社会構造を含めた制度そのものが貿易障壁であるという認識が米国側に広がった。このような制度に対する関心の高まりから一九八五年にはM O S S (Market-Oriented Sector-Selective) 協議<sup>1)</sup>が、一九八九年には日米構造協議 (SII: Structural Impediments Initiative) が設けられた。M O S S 協議では、特定の関税率や輸入量などの数値ではなく、機器の認証手続きや輸入手続きなど、政府規制のあり方が主な議題となった。日米構造協議においては、個別分野ではなく、より一般的な日本の経済・社会構造について協議された。

これらの協議で議題とされたのは、日本の政治経済システムそのものであり、それは政府と市場の関係だけではなく、市場における民間の企業間の関係や商慣行までも含めた包

括的な構造のあり方であった。そこで注目されたのは、日本の市場における政府の積極的な役割であり、市場構造を大きく規定するものとしての産業政策への関心が高まった。その結果、結果的に成功したと思われる日本政府の産業政策が目ざれ、日本では「官民一体型」の競争制限的な産業政策がとられているとの観方が広がった。

しかし、産業発展に対する政策は分野によって異なるものであり、また、その効果は当該産業をめぐる国際的、国内的な環境やその変化によって影響を受けるために一様ではない。そのため、日米両政府の産業政策の比較分析を行うためには、同一の分野における政策対応を検証することが必要であり、それによって初めて各政府の持つ特徴を明らかにすることが可能となるであろう。

### (二) 先端技術産業に対する政府の対応

先端技術産業は、それが国の経済的厚生と国際競争力に与える影響が大きいために、日本や欧米諸国を含めたほとんどの国において、政府が積極的な支援策を行う対象となっている。典型的な例としては、EUのエアバス・インダストリーに対する産業助成策、日本におけるD R A Mの開発政策などがあげられる<sup>2)</sup>。これらの産業は、規模の経済性が大きく、学習効果も高いため、より早く開発を行い競争力をつけた企業

が競争上の圧倒的な優位を保つことができる。そのため、このようなハイテク産業の発展に際しては、その国の資源賦存の状況よりも、政府の政策が大きな影響をもたらすのであり、各国が政府の関与に積極的な姿勢をとるのはこのためである。

このような傾向は米国においても例外ではない。自由主義イデオロギーを掲げ、市場への政府介入には消極的であるといわれる米国政府であるが、安全保障関連の分野に関しては、伝統的に技術開発や産業の振興に対して助成が行われてきた。加えて、冷戦の終結後、安全保障関連の産業保護の重要性が相対的に低下し、また、米国のハイテク分野における競争力が低下してきているため、それまで軍事用に開発されてきた技術の民生用への応用や転換を含めて、安全保障とは必ずしも関係ない一般の産業であっても、特に先端技術産業に対しては政府の積極的な支援が求められてきている。

その意味では、この分野における日本政府と米国政府の基本的な立場には大きな相違は見られないことが予想される。そこで、以下で、基本的に政府による政策介入が日米両国において予想される、先端技術分野について比較分析を行う。

事例としては、高品位テレビ (HDTV: High Definition Television) と情報スーパーハイウェイ (Information super highway) を取り上げる。これらの事例はいずれも、将来的

な経済発展に大きな影響を与えることが予想される先端技術分野であり、これをめぐって貿易が行われる段階にまでは至っていない状況にある。その意味において、国際的な問題として設定される要素が少ないために、政府自身の市場へのアプローチがより鮮明に反映される事例である。

## 二 事例研究

### (一) 情報スーパーハイウェイ

近年、情報通信の自由化・高度化に対応して電気通信および放送産業における設備投資が増大し、新しい基盤的通信網と位置づけられている総合デジタル通信網 (Integrated Services Digital Network) の整備が進められている。日本や欧米を中心として始まった情報通信ネットワークの高度化への動きは、いまやシンガポール、韓国などにも広がっている。こうした機運の高まりから、ネットワークを国際化し、GI (Global Information Infrastructure) を構築しようとする動きも出てきている。

#### 1 日本における情報通信基盤構築の動き

戦後の日本における通信網の構築は、長い間、公企業体の日本電信電話公社 (電電公社) と通信電線線材メーカーなど

を中心に行われてきた。このような、いわゆる電電ファミリ―による共同開発体制は、しばしば「発展指向型国家」の表れとして描かれることもあった。一九八五年に電電公社が民営化され、日本電信電話株式会社（NTT）となった後も、情報通信基盤の構築においてはNTTの構想・実験が中心的な役割を果たしている。NTTは、一九九〇年三月、VI&P構想（Visual, Intelligent and Personal）として知られている次世代のサービス構想の中で、広帯域総合デジタル通信網（B-ISDN）のサービスの拡張として、二〇一五年には広く一般家庭に光ファイバー網を敷設（FTTH＝Fiber To The Home）し、マルチメディアを利用した新高度情報通信サービスを実現するという構想を打ち出した。そして、一九九三年からはVI&Pサービスの実用化に向けた実験が開始された。

NTTが民間企業（厳密に言えば、特殊会社<sup>⑥</sup>）になったことで、郵政省は監督官庁としての位置を確固たるものにした。ところが、郵政省の姿勢はNTTの方針とは食い違っており、郵政省の立場は一九九四年五月の電気通信審議会の答申である「二一世紀の知的社会の改革へ向けて―情報通信基盤整備プログラム」によく表れている。

同答申は、ネットワークインフラ整備のスケジュールを具体的に設定し、二〇〇〇年まで（先行整備期間）には都道府

県庁所在都市の主要地域及びテレトピア指定都市の一部を、二〇〇五年まで（本格的整備期間）には人口十万以上の都市及びテレトピア指定都市の一部を、二〇一〇年まで（需要成熟期）には全家庭を光ファイバー化することで全国整備を完了することを提言している。官民の役割分担については、「民間企業の活力による効率性が最大限発揮されること」を進め方の基本とし、国としては、「民間企業による整備の円滑な進展が可能となる環境を政策的に整備する」とした。

また、郵政省は情報通信基盤の推進の方式を、建設国債を財源にした公共投資や公団による財政投融资資金の活用など、政府主体のものにするのではなく、あくまでも民間企業を主体とすることを鮮明に打ち出した。この点は、NTTのVI&P構想ともおおむね一致している方針である。さらに、同答申では、「二一世紀の知的社会を支える最も重要な社会資本の整備」という観点から、特に光ファイバー網を中心とした情報基盤の整備方針が明確に打ち出されている。その中心的役割の担い手としては、加入者網の整備を効率的に行うためには競争状態が有効であるとの立場から、NTTなど第一種電気通信事業者だけでなく、ケーブルテレビ事業者の役割も重視している。

一方、NTTは情報通信網の整備のための財源を自力で調達する方針を示しており、そのための計画として、市内通話

料などNTTの赤字部門の料金値上げなどを打ち出している。また、NTTの児島社長（当時）は一九九四年四月七日の記者会見で「毎年二兆円強の投資を二〇一五年まで続ければ、BISSDNサービスを視野の中にとらえられる」と述べ、整備の期間については、郵政省よりも五年長い二〇一五年を想定していることを表明した。

「自力調達」で情報スーパーハイウェイを構築しようとするNTTに対し、郵政省は、電気通信事業者とケーブルテレビ事業者との競争を重視していることは前述の通りである。

このような郵政省の姿勢は、一つには、「放送と通信の融合」に象徴されるマルチメディア時代を見越した戦略的立場の表れであると理解することができる。同時に、NTT分離分割問題などでNTT独自の動きを牽制しながら、ケーブルテレビ事業者を財政投融资などによって資金面で優遇することで、結果的に情報通信分野における郵政省の主導権を確立しようという狙いも秘められていたといえよう。

こうした立場から、郵政省は一九九四年に「ケーブルテレビ事業者の第一種電気通信事業への展開の開放」方針を示し、それに続いて、ケーブルテレビのケーブル網を使った広域電話サービスと、電話網を利用したケーブルテレビ事業の兼営に関するガイドラインを発表するなど、ケーブルテレビ事業の育成策を打ち出している。しかし、現在、NTTは電気通

信事業法、ケーブルテレビは有線テレビ放送法などによって規制を受けており、次世代の情報通信基盤を電気通信事業者とケーブルテレビ事業者とが競争しながら構築していく環境を形成するためには、さらなる法制度の整備が必要とされている。

## 2 米国のNII計画

### (1) 政府主導の情報スーパーハイウェイ構想

世界に先駆けたNTTの計画を受けて、アメリカでは一九九一年の高性能通信及びコンピューティング法（HPCC: High Performance Computing and Communications）が成立するなど、日本に対抗して情報スーパーハイウェイを構築しようとする動きが活発になった。その過程においては、民主党のゴア上院議員（現副大統領）が中心的な役割をはたした。

また、一九九二年の大統領選挙期間中、ゴアは民主党の副大統領候補として、クリントン大統領候補とともに、最優先課題の一つとして二〇一五年までに全米をカバーする情報スーパーハイウェイを整備することを公約し、当選後、その実現に向けて具体的な施策に取り組んでいる。

情報スーパーハイウェイ構想には、NTTを中心とした日本の動きに対抗するという側面にとどまらず、一九八〇年代を通じて低下した米国内産業の競争力を強化する意図も含まれ

ていた。この点は一九九三年二月に発表された、クリントン大統領の一般教書演説にも明確に示されている。クリントン大統領は、ハイテク産業の振興、科学技術政策の活性化を強調した経済再建計画を発表するにあたって、アメリカの産業や生活を支えるインフラとして、NII (the National Information Infrastructure: 全米情報基盤) を二〇一五年までに整備することによって、経済成長の促進や雇用の創出を実現することを訴えた。

当初は、アメリカの国民に利益をもたらす情報通信インフラの整備には政府が重要な役割を果たすべきであるという認識から「情報ハイウェイ計画」が打ち出された。地域的な公共情報提供機関が各地域において個別の高速データ網を構築するとともに、インターネットで当該地域網を接続しようとするものであった。しかし、このような政府主導の方針に対しては、民間企業やマスコミなどが強く反発した。AT&Tのアレン会長は、ゴア副大統領との情報スーパーハイウェイ構築における官民の役割分担をめぐる論争の中で、情報スーパーハイウェイの構築は民間が行うべきであり、政府は規制緩和、標準化、各種の促進政策などサポートに徹すべきだと主張した。このような論争はその後も引き続いて行われたが、一九九三年三月に通信業界一四社からの逆提案を政府が受け入れ、政府と産業界の間に合意が成立した。結果的に、クリ

ントン政権はネットワークの構築は民間に任せる方針を表明し、政府主導の役割が見直された。

(2) NII行動計画・政府主導から民間主導へ

クリントン政権は、NIIの導入に関する政策を策定・実施するため、国家通信情報局 (NTIA: National Telecommunication and Information Administration) を中心とした「情報基盤タスクフォース (ITF: Information Infrastructure Task Force)」を設置し、具体策を検討した。そして、一九九三年九月にまとめられたNII行動計画では、情報スーパーハイウェイ構想の実現に向けて民間企業を支援するための政府の方針が、NII推進の五つの基本原則、NII導入を支援するための九つの政府目標という形で示された。同行動計画では、民間投資を促進するための規制緩和や税制優遇措置、技術革新の推進、情報管理、ネットワークの信頼確保、政府情報の公開、知的所有権の保護などについての計画が示された。ゴア副大統領は「NII行動計画」を発表する際に、民間主導下における政府の「支援者」としての役割を強調して、次のように述べた。「全国の情報インフラへの投資は、政府ではなく、民間業界に依存しなければならない。しかし、政府は、規制の枠組みの変更を通じて、支援者 (facilitator) の役割を果たすことができる。」そして、民間主導体制を構築する際には、民間における利害対立を調整する必要がある

ことから、一九九四年一月に、IITFに提言を行うために、経済界、労働界、学界、州政府などの二七人からなるNII諮問委員会が発足された。

支援者としての政府の重要な役割の一つは、法制度の整備などを行うことである。NII行動計画の中では、情報スーパーハイウェイの構築を促進するために、一九九四年中に、関連業界の相互乗り入れを禁止している規制を撤廃するなど、「一九三四年電気通信法」の改正を通じて、より現状に即した形で制度を整備していく方針が強く打ち出された。一方、資金助成面での政府の役割は、それほど大きくはない。米政府はNIIプロジェクトの一環として、一九九四年度政府機関歳出法により、通信基盤整備に対する「情報基盤補助金 (Information Infrastructure Grants)」を新設した。これによって、地方政府、学校、医療機関等の公共機関が行う情報通信基盤整備プロジェクトに対し、総計二六〇〇万ドルの補助金が交付されることになった。さらに、一九九五年年度の政府予算教書では、一億ドルの補助金が要求されている。政府による補助金の総計は、HPCプログラムなどの支援策まで含めると、年間十億ドルないし二十億ドルと試算されるが、民間企業が電気通信のインフラに毎年五〇〇億ドルに近い資本を投資していることを考慮に入れば、米国政府の資金投資面での役割は限定的なものであるといえよう。<sup>(16)</sup>

### (3) 産業界の動き

異業種間の相互乗り入れを禁止していた「一九三四年電気通信法」によって、電気通信分野が「仕切られた競争」状態におかれてきたため、情報スーパーハイウェイ促進の鍵である法制度の整備をめぐることは、電話会社、ケーブルテレビ会社、放送会社などの異種事業者間の激しい利害対立が見られている。一九三四年電気通信法体制の一側面として、一九八四年のケーブル通信政策法は、ベル系地域電話会社とケーブルテレビ事業者の双方に対し、自社営業地域における通信・ケーブルテレビ両事業の兼営を禁止している。また、一九八二年の同意審決<sup>(17)</sup>は、長距離通信会社の地域電話事業への進出と、地域電話会社の長距離通信分野への進出を制限している。このような体制の改革については、まず、ケーブルテレビ事業者は、地域電話会社が自社営業地域で映像サービスを提供することを警戒している。また、地域電話会社は、長距離電話会社が地域通信分野に進出することに危機感を抱いており、AT&Tも地域電話会社が長距離通信分野に進出することに反対している。このような既得権益を擁護したい業界による議会へのロビー活動が活発化したため、一九九四年の民主党による電気通信法改正は不成立に終わった。しかし、その後、同法改正に積極的であった民主党の動きに共和党も同調したため、一九九六年二月に同法が改正され、新たに「一

九九六年電気通信法」が成立した。

現在、米国の情報スーパーハイウェイの構築を推進している事業者としては、ベル系地域電話会社等の大手地域電話会社、T C I、タイムワーナー等の大手ケーブルテレビ事業者、A T & T等の長距離電話会社があげられる。これらの事業者はそれぞれ独自のネットワーク高度化計画を進めているが、この過程で地域電話会社とケーブルテレビ事業者などの間で目まぐるしいM & Aが進められている。このような、それまでの異業種間の垣根を越えた合併・提携などのダイナミックな動きは、今後さらに活発になると予想される<sup>1)</sup>。

## (I) 高品位(高精細度)テレビ (HDTV: High Definition Television)

高品位テレビは従来のテレビよりも走査線を大幅に増加させるなどの改善により、高画質、高音質を特徴とする次世代テレビである。その開発には高度な技術が要求され、民生用、産業用、軍事用を問わず、その技術開発の波及効果は半導体、V T R、エレクトロニクス、デジタル音声などと広範囲にわたることからハイテク産業の生命線ともいわれている。そのため、日本だけではなく、欧米諸国などにおいても、高品位テレビ開発は将来の産業発展の鍵として重要視されている。

1 日本における高品位テレビをめぐる政府の対応

### (1) 高品位テレビ開発の経緯と現状

日本で開発された高品位テレビは「ハイビジョン」として知られている。その開発の歴史は意外に長く、一九六四年にNHK放送技術研究所において基礎的な研究が開始され、一九七〇年からは電機メーカーも加わってTVカメラやV T Rなどの開発が本格的に進められてきた。ハイビジョンは大量の画像情報の伝送技術としてNHKによって開発されたミューズ(MUSE)方式を採用している。ハイビジョンの実験放送が初めて行われたのは一九八五年の筑波万博においてであり、その後一九八八年のソウル五輪においては二ヶ月にわたって実験放送が行われ、十七日間連続放送に成功した。そして、この頃までにはカメラ、V T R等の番組制作設備から、伝送、受信設備までのハイビジョン・システムの主要機器が、ほぼ実用化設備として一般市場に出そろった。一九九一年には、NHKや民放各社、電機メーカーなどによって「社団法人ハイビジョン推進協会」が設立され、同協会が中心となって一日平均八時間の試験放送が十一月二五日から一九九四年十一月二四日まで行われた。翌日の十一月二五日からは、それまではハイビジョン推進協会への一括免許であったものが番組提供者ごとに放送の免許が与えられることとなり、一つのチャンネルが曜日ごとに分割され、NHKと民放七社に

対して、最小五時間の放送を行う予備免許が付与され、実用化試験放送が開始された。

(2) 関係省庁による政策

ハイビジョンについては製造業との関連からは通産省が、また通信、放送の分野に関しては郵政省が主な監督官庁となつているなど、複数の省庁が関係している。しかし、ハイビジョン開発の初期段階では特別な支援政策は行われなかつた。関係各省庁のハイビジョンに対する関心が高まり、積極的に関与するようになったのは、実験放送が開始された後の一九八〇年代半ば以降のことであつた。政策の中心は、各省庁ともに、すでに実用化の段階を迎えたハイビジョンの利用推進と普及を目的としたものであつた。

郵政省はハイビジョンの普及を官民共同で取り組むことが重要であるとして、一九八七年九月に郵政省、放送事業者、電機メーカーなどからなる「ハイビジョン推進協議会」を発足させた。この協議会の目的は、関係者間の連絡調整や、ハイビジョンの具体的な推進策を検討することであつた。また、「ハイビジョンの推進に関する懇談会」によつて、ハイビジョンについての、国民の理解の促進、ソフトの充実、放送制度の整備、技術開発、についての提言がなされた。これを受けた政策の一つとして、公共的業務へのハイビジョンの導入によつて都市の活性化と地域振興を図ることを目的とした、

「ハイビジョン・シティ構想」が一九八八年に発表された。この構想に基づいて「ハイビジョン・シティ促進協議会」が設けられ、一九八九年から毎年十余りの都市がハイビジョン・シティに指定され、各都市の特性にあつたハイビジョン設備の導入やハイビジョン番組の制作が行われている。

この政策による主な支援措置は、融資制度、税制優遇措置、調査研究についてのものである。これらの措置によつて、モデル都市においてハイビジョン・システム地域整備事業を行う際に、日本開発銀行などから第三セクターは無利子融資を、それ以外の団体でも同金融機関から融資を受けることができ。また、ハイビジョン施設の運用などを行う法人を支援するために公益法人が設立される際の、民間法人から基金の負担金に対しては、税制優遇措置が与えられる。さらに、地域におけるソフト、ハードの両面でのハイビジョンの利用に関する調査研究を行い、それを地域のシステム構築に反映させることも試みられた。この構想を推進する体制として、郵政省は表1のような組織を形成し、図1からなる体制を構築した。<sup>(23)</sup> また、一九九一年に放送衛星3号b (BS-3b) が打ち上げられ、ハイビジョン専用チャンネルが設けられたのを受けて、ハイビジョンの試験放送の実施や応用分野での利用促進を行うために、「ハイビジョン推進協会」が社団法人として設立された。

表1 郵政省のハイビジョン普及・促進のための推進組織

名称	構成	役割
地域ハイビジョン・システムに関する調査研究会	学識経験者、地方公共団体、放送事業者、メーカー、通信事業者等	地域におけるハイビジョン・システムの構築に関する調査研究
ハイビジョン・シティ支援連絡会	放送事業者、メーカー、通信事業者等	モデル都市、関係団体、行政機関相互の情報交換の円滑化
モデル都市連絡会	モデル都市、郵政省、NHK等	国とモデル都市、モデル都市相互の情報交換
ハイビジョン・シティ促進協議会	モデル都市の首長	モデル都市相互の情報交換
〇〇市ハイビジョン・シティ推進会議	モデル都市、地方電監、放送事業者、メーカー、電気通信事業者等	モデル都市、関係団体、行政機関相互の情報交換の円滑化

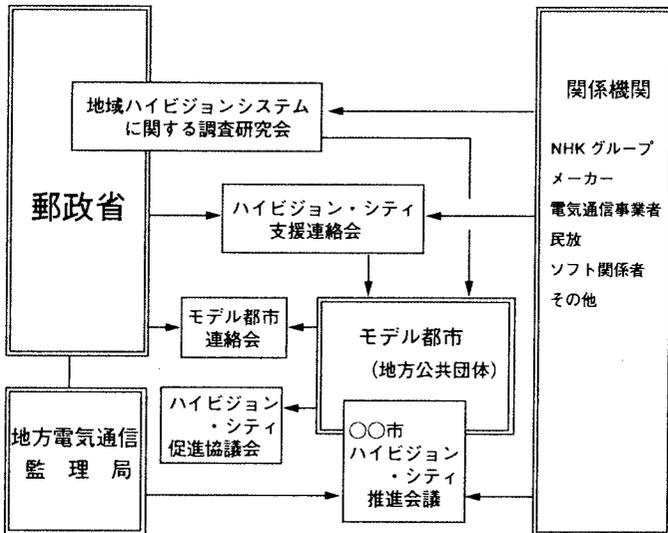


図1 ハイビジョン・シティ推進体制

出所：(株)日本情報通信振興協会編『ニューメディア白書』平成2年版、1990年、237頁。

通産省の政策の中心もまた、ハイビジョンの普及・促進にあり、郵政省のハイビジョン・シティ構想と類似した構想が提示され、一九八八年に「ハイビジョン普及支援センター」が財団法人として設立された。このセンターは、企画部門、広報部門、産業支援部門、開発支援部門の四つからなっており、ハイビジョンの応用分野の拡大と利用の促進を目指して活動を行っている。具体的には、印刷業者、映画制作者、図書館などの利用者に対してハイビジョン用カメラやVTRなどの貸し出しを行ったり、ハイビジョン用ソフトを制作することによってユーザーの利用促進を図ったりしている。さらに、ハイビジョンの利用を医療の分野にも拡大させ、コンピュータのネットワークを用いて医療関連の情報を入手しやすくすることによって地域医療の水準を向上させることを目標とした活動も行われている。<sup>21)</sup>

また、一九八九年にはハイビジョンを民生用テレビ放送以外の、産業や公共面での普及促進を地域レベルで推進していくことを目的として、「ハイビジョン・コミュニティ構想」が通産省によって打ち出された。この構想による主な支援措置は、各種の融資制度やハイビジョン普及支援センターからの支援である。この構想に基づいて通産省からモデル地域に指定された自治体は、ハイビジョン利用システムの開発や機器の購入に対して政府系金融機関の低利融資や税制上の優遇

措置を受けることができる。<sup>22)</sup>

さらに、日本ではハードと比較してそれを有効に利用するソフトの発展が遅れていることを受けて、「新映像情報産業懇談会」が産業政策局長の私的懇談会として設置された。この懇談会では、想定される需要分野や市場規模などを分析し、映像ソフト産業の発展の方向性を示すことが試みられ、一九九四年三月に報告書が提出された。<sup>23)</sup>

ハイビジョンの普及に関しては、各地域の特性を生かした利用を模索するという側面から、自治省も関与している。自治省では美術館におけるハイビジョンの利用を推進するため「ハイビジョン・ミュージアム推進協議会」を一九九一年に結成し、二年間で四四の施設にハイビジョン・ミュージアム・システムを導入する計画が立てられた。

### (3) 民間アクターの動向

これまでみてきたように、関係省庁の政策は、すでに実用化の目処が立った段階のハイビジョンを、さらに一般に普及させることを主な目的としていた。しかし、ハイビジョンの普及を目的とした活動は政府主体のものばかりではなく、民間企業が主体となっているものも少なくない。例えば、一九九二年八月には、ハイビジョンの近畿地域における産業分野、公共分野などの効果的な利用方法を研究し、普及を図る目的で「近畿ハイビジョン・マルチユース協議会」が松下電器

産業、関西電力、朝日放送など二四社が会員となって設立された。また、一九九二年四月にはハイビジョンソフトの制作を目的として「関西ハイビジョン・コンソーシアム」が伊藤忠商事、NHK大阪放送局など六社・機関が発起人となって形成され、一九九三年三月現在で三一社が会員として参加している。研究開発についても同様に、民間企業を中心とした活動が展開されていた(表2)。この表からも、民間企業を中心とした研究活動が、政府が積極的な政策を開始するよりも早い時期に行われていたことがわかる。

(4) 政府の政策転換

ハイビジョンの普及・促進に重点が置かれていた政策は、一九九四年二月に転換期を迎える。政策の変化が表面化したきっかけは、当時の郵政省の江川放送行政局長が、新生党の社会資本部会の席上で、国際的にデジタル方式が主流となりつつある流れを受けて、アナログ方式を採用しているハイビジョンの推進政策を見直すことを示唆したことであった。

ハイビジョンは放送スタジオでの規格や画像の圧縮などにはデジタル方式を用いているが、伝送方式にはアナログ方式を用いている。しかし、半導体やコンピュータの急速な発達により、それまでは「精度のよいテレビ」であった高品位テレビが、近年ではマルチメディアの媒体としての利用が図られるようになった。高品位テレビをマルチメディアの媒体と

表2 民間企業を中心としたハイビジョンの研究活動

名称	活動内容	参加メンバー	活動時間
高品位テレビソフト開発研究会	(株)トゥデイ・アンド・トゥモロウ主催の研究会。約10回の実験ソフトの制作を実施。	東芝、大日本印刷、三菱商事、松下電器、テレビマンユニオン、電通、(特別協力)NHK等。	1984年10月 ～86年3月
ニュー・ビデオ・システム研究会	ハイビジョンの産業応用促進について技術面から研究する。	ソニー、松下電器、NHKエンジニアリングサービス、電通等。	1985年4月 設立
ハイビジョン総合研究会	ハイビジョンの産業応用促進についてソフト開発面から研究する。	総合ビジョン、NHKエンタープライズ、電通等、約50社。	1985年5月 設立
高品位テレビの市場性と利活用に関する研究会	産業応用分野での利活用を目的とする。特に、ハイビジョンの印刷転換の研究。	日商岩井、日立製作所、凸版印刷、任天堂、三和銀行、T S I等。	1985年4月 ～86年10月
新映像システム開発委員会	ハイビジョンの技術をもとに、映画とテレビを融合したシステムの開発。	(株)日本映像機械工業会	1986年7月 設立

して活用するには、コンピュータで扱いやすいデジタル方式による伝送を採用する方が適している。ハイビジョンがアナログ方式を採用したことは、開発された当時の技術水準からみて実用化の見通しがある現実的な選択であった。一方、高品位テレビの開発が一九八〇年代に入ってから始められた欧米では、総デジタル方式が採用されることとなった。そのため、世界に先駆けて開発を行ってきた日本のハイビジョンが一部にアナログ方式を採用しているために、国際的に見て孤立してしまつたのである。郵政省がアナログ方式の見直しを表明したのは、このような国際的な状況を受けたものであつた。

ハイビジョン開発の中心にあつたNHKや共同で開発と商品化に取り組んできた電機メーカーは、江川局長のハイビジョン見直し発言に強く反発した。これについて、NHKは記者会見を行い、「これまでの関係者の努力を無にするもので誠に遺憾である」とし、NHKとしてはこれまでどおりハイビジョンを推進していく姿勢を示した。また、業界団体である日本電子機械工業会は関本忠弘(NECC社長、会長名で、江川局長の発言の撤回を求める異例の談話を発表した<sup>(28)</sup>)。郵政省の政策見直しについて、反発したのは業界だけではなく。通産省は将来的なデジタル化を予想しつつも、郵政省の唐突な方針転換はメーカーや販売店、消費者などの中で混乱

を招くとして批判的な見解を示した<sup>(29)</sup>。結局、江川局長は業界からの強い反発を受けて、現行の試験放送やBS-4での本放送はミューズ方式によつて実施することを表明し、発言は事実上撤回された<sup>(30)</sup>。しかし、これがきっかけとなつて、ハイビジョンの発展の方向性についての議論が活発化し、放送のデジタル方式への移行について盛んに論議されることとなつた。

その後、郵政省は放送行政局長の私的研究会として「マルチメディア時代における放送の在り方に関する懇談会(マルチメディア懇談会)」を一九九四年五月に設置し、デジタル放送導入の時期などについての検討を行った。一九九五年三月に提出された最終報告書は、デジタル放送導入の時期について、両論併記という懇談会の報告書としては異例の形でまとめられた。導入時期についての二つの見解のうちの一つは、ハイビジョンの普及のために、BS-4の後発機<sup>(31)</sup>についてもハイビジョン方式による放送を行い、デジタル化は次次期放送衛星のBS-5が導入される二〇〇七年から行うとするものである。もう一方は、BS-4の後発機の段階から、デジタル放送方式を含めた放送方式の中から放送事業者が選択できるようにすべきであるというものであつた<sup>(32)</sup>。デジタル化の時期については、一九九六年五月に発表された電波監理審議会の答申の中では、さらに一年程度の期間をかけて検討する

ことが示された。<sup>(33)</sup>

## 2 米国における高品位テレビをめぐる政府の対応

### (1) 規格をめぐる経緯と現状

米国における高品位テレビは A T V (Advanced Television)<sup>(34)</sup>として、連邦通信委員会 (FCC: Federal Communications Commission) が中心となつて一九八七年から規格が本格的に進められた。そのために FCC は A T V 諮問委員会 (ACATS: Advisory Committee on Advanced Television Service) を設立した。規格は一般に公募され、すでに実験放送の段階に入つていた日本のミューズ方式も提案されたが、日本と同じ企画を採用すると、開発が進んでいる日本の家電メーカーに A T V 市場をも席捲されてしまうという「日本脅威論」が議会等を中心に広がつた。このような状況に加えて、急速な技術革新の結果として高品位テレビが「テレビ」というよりも「マルチメディアの媒体」として位置づけられていたこともあり、A T V は、地上波を利用すること、現行のテレビとの両立性を有すること、総デジタル方式であることが規格の条件となつた。

この条件の下で四つ規格が三つの団体<sup>(35)</sup>から出されたが、ACATS はどの規格も甲乙つけがたいとして、予定されていた一九九三年二月には方式の決定を行わず、追加テストを行

うことにしたと同時に、提案者間の協議による方式の一本化も促した。結局、提案者の三団体は五月に「大連合 (Grand Alliance)」を結成し、規格の一本化を自らが行うこととなつた。GA は一九九五年十月に統一企画案をまとめた報告書を作成し、翌十一月に ACATS がこの規格を A T V の放送規格にするように FCC に勧告した。<sup>(36)</sup>しかしながら、コンピュータ産業や研究者は、GA が提示する規格には、コンピュータの画像との互換性の面で欠点があると指摘した。<sup>(38)</sup>コンピュータの画面とテレビの画面とは走査線の規格が全く異なっている。GA は両方式が使用可能な規格を発表したが、「マルチメディアの媒体として活用するためにはコンピュータ用の」プログレッシブ方式に移行する必要がある、両用の規格は A T V の価格の面からも無駄である<sup>(37)</sup>とされたのである。

(2) 政府による開発支援をめぐる動き…ブッシュ政権下  
米国において高品位テレビへの関心が政府、民間ともに高まつたのは、FCC によつて本格的に規格化が試みられるようになってからのことである。この分野の経済的な波及効果が大きいと予測されたことと、規格の設定をめぐる米国内で「技術ナショナリズム」<sup>(41)</sup>的な動きが見られるようになったことから、米国は独自の規格を設定し、その開発に政府は積極的な支援をすべきであるという主張が、議会のみならず行

政府内部でもなされるようになった。

こうした状況の中で、国防総省は一九八八年十二月に、高等研究計画局 (DARPA: Defense Advanced Research Projects Agency) を中心にして高品位テレビの研究開発に乗り出すことを発表し、三千万ドルがディスプレイの研究開発費として拠出されることとなった<sup>(4)</sup>。また、商務省は、産業界の代表十五人からなる特別委員会を八八年十一月に設置し、高品位テレビの技術が米国の国際競争力に与える影響や政府のとるべき方策について検討を行った。業界団体である米国電子協会 (AEA) は、早い時期から高品位テレビへの政府の支援を求めて活動を行っていたが、この時期にも、官民共同で高品位テレビを開発しなければ、半導体やコンピュータ市場のシェアを日本に奪われるとして政府に対して警告を行った<sup>(5)</sup>。米国議会でも、上下両院で高品位テレビに関する公聴会が多く開かれるようになり、政府の積極的な支援を求める主張が多く出された。下院の通信・財政小委員会では一九八九年二月三月に開かれた公聴会では、モスバッカー商務長官やランドウ商務省国際通信・情報局長などによって米国独自の高品位テレビの方式を採用することが米国経済には望ましいという意見が示された。このような動きを受けて、米政府は大統領経済政策閣僚会議のもとにワーキング・グループをモスバッカー商務長官を責任者として結成し、高品位テレビの開発政

策の立案が検討された<sup>(6)</sup>。また、五月にはAEAが、日本やECでは政府支援が行われていることに加えて、開発には高い費用と危険性がともなうことから、高品位テレビの開発を行うための産業コンソーシアムの形成を支援するために、政府に対して十三億ドルの政府融資と政府保証、独禁法の緩和を求めた<sup>(7)</sup>。同じ月の公聴会において、モスバッカー長官は、産業の国際競争力の強化の点から、独占禁止法の緩和や研究開発費の税額控除、キャピタルゲイン課税の軽減などの政策が必要であると主張した<sup>(8)</sup>。さらに、七月には下院の科学技術小委員会において、高品位テレビ開発に九〇年会計年度から年間一億ドルの開発援助金を交付するHD TV条項が承認された。

このように、積極的な政府支援を求める動きが議会を中心に高まっていた中で、八月に上院政府活動委員会の公聴会において、議会予算局 (CBO) は高品位テレビの経済波及効果に疑問を呈する報告書を提出した。この報告書では、高品位テレビ市場はこれまで予測されていたほどは大きくならず、電子機器市場にとつてはそれほど重要ではないだろうという見解が示された<sup>(9)</sup>。この報告に対してはAEAや産業政策支持派の議員などから強い反発が見られたが、その後、高品位テレビの将来性や政府が直接支援することに對する見直し論や慎重派の意見も見られるようになった。

結局、商務省は九月になって方針を転換し、高品位テレビを特別な政府支援が必要な主要産業とは指定しないことを明らかにした。米国政府の方針としては、直接的な補助政策よりも、独占禁止法の緩和、税制優遇措置などの誘導政策がとられることとなった。そして、高品位テレビ開発に対しては、当初の特別プロジェクトとして支援する政策案から、ハイテク産業支援政策の一環として政府内で位置付けられることとなった。さらに、重要な政策課題である財政赤字の再建の方が優先され、一九九一會計年度からDARPAの高品位テレビ開発の予算が削減されることとなった。こうして、結局、ブッシュ政権下においては、政府の直接的な開発援助政策が施行されなかつたのである。<sup>(16)</sup>

(3) 政府による開発支援をめぐる動き…クリントン政権下  
高品位テレビの開発に対する政府の消極的な姿勢は、一九九三年に民主党のクリントン政権が誕生したことによって大きく変化した。ゴア副大統領は、上院議員時代から通信基盤の整備や高性能コンピュータの開発などに対する政府支援を主張しており、民間企業のビジネスチャンスを政府が擁護するような産業政策を支持していた。一九九三年二月には四年間で六四億ドルの研究開発向け投資減税を軸とした、ハイテク技術開発の支援策がクリントン大統領から発表された。その中で、DARPAがARPA (Advanced Research Projects

Agency)と改称され、民生技術開発がより重視されることとなった。個別の経済・産業政策についても日欧型の政府補助金を多用することが原則とされ、民間企業に対して高品位テレビの開発のために補助金を拠出することも決定された。<sup>(17)</sup>

#### (4) 最近のATVをめぐる市場の動向

米国におけるATV開発は、統一規格がFCCに勧告されたことで放送実現へ向けた動きが更に進む予定であった。しかし、ATVが他国に先んじてデジタル化時代に対応したマルチメディアの媒体として当初から捉えられたことが逆に原因となって、今後の開発を行う上でのATVの位置づけが明確になされないのが現状である。その主な原因として、ATVに取り組む放送業者の姿勢が一部を除いて明確ではないこと、ATV用のチャンネル割り当てをめぐる調整がついていないこと、の二点が挙げられる。<sup>(18)</sup>

FCCは当初、ATV放送用のチャンネルを稼働中の放送業者を優先して(残れば新規参入者にも)無償で割り当てて、方針を示していた。まず、このチャンネルの利用をめぐる、放送業界の利益団体である全米放送事業者連盟(NAB: National Association of Broadcasters)が収入の増加がより見込まれることから、多チャンネル放送やデータ放送にも利用できるようにすべきであると主張するようになった。<sup>(19)</sup> FCCはこれを受けて、放送事業者による割り当てられた地上波の

広域無線通信サービス (wide range of wireless communications) への使用を検討することとなった。デジタル技術の進歩が逆に A T V への関心を低下させてしまったのである。ところが、財政赤字を解決するために、A T V 用のチャンネルを無償で供与するのではなく、競売にかけるべきだとの意見が共和党から発表された。このため、これに反対する N A B は無償でチャンネルを獲得するために、一日三時間以上の A T V 放送を義務づけられてもよいと発表し、再び A T V に回帰した形となった。これは財政再建の問題と深く関わっているため、調整は難航している。

また、放送事業者の A T V への取り組みも一様ではなく、三大ネットワークの中では A B C がやや消極的な態度をとまり、C B S と N B C は公式には賛成しているが実行面ではあまり動きが見られない。これに対して米国の公共テレビ放送の連合体である P B S はその放送局の性質上、A T V 用のチャンネルを別枠で無償で割り当てられる可能性もあるため、取り組みには最も熱心であるという<sup>23)</sup>。

米国では放送の種類として、A T V の取り扱も行いう地上波、ケーブルテレビ、衛星放送があり、これらの中ではケーブルテレビの普及率が高く、近年では衛星放送も加入世帯数を増やしつつあるなど競争が激しい。そのため、地上波事業者は、A T V のような大規模な投資を簡単には行えない状況

にある。加えて、一九三四年通信法が改正されたために、放送業界の競争がさらに激しくなることが予想され、このような事情が米国における A T V の発展の方向性を不透明にしている要因となっている。

### 三 産業政策の日米比較

#### (一) 政府の役割の分類

産業の振興に対する政府の役割については、政策介入がなされるか、なされないかの二分論的な観点からの分析が多い。しかし、本論では、産業政策もその内容や市場をめぐる条件などによって役割が異なるとの立場に立ち、日米の産業政策の分類を試みる。そこで、産業政策を通じた政府の役割を特徴づける要素として、(一) 争点をめぐる (政府、民間を含めた) 諸アクター間の選好 (preference) の多様性 (同質か多様か)、(二) 政府の主体性 (大きいか小さいか)、に注目し、この二つの要素を中心として、理念型としての政府の役割について、類型化を行う。

「争点をめぐる選好の多様性」とは、争点に対する、官民を含めた関係アクターの利害関係が一樣であるか、多様であるかを表すものである。「選好が多様である」とは、争点をめぐる利害対立が見られる場合を指すものであり、対立する

アクターとしては、政府対民間の場合や、民間どうし、あるいは省庁間の対立が想定される。「選好が同質である」とは、争点をめぐる利害対立がない、あるいは表面化するほど大きくはない状況を指すものである。第二の軸である「政府の主体性」とは、政策内容における政府の主導性が反映されている程度を表した軸である。政府の主体性が大きい場合は、民間での動きがないか、あっても顕在化していない場合に、政府が独自性を持って政策の方向性を提示し、実行することを意味する。政府の主体性が小さい場合とは、すでに顕在化されている民間での動きに追随する形で、補完的な政策を行うことを指す。この二つの軸を組み合わせて、政府の役割が四つに類型化される(表3)。

争点をめぐる選好が同質的であり、政府の主体性が大きい場合は、政府は「促進型」としての役割を果たす。政府を含めて経済アクター間での共通の利益が潜在的、あるいは顕在的にある時に、政府が主導性を強く打ち出した政策をとることで、その共通の利益の実現へ向けた動きが促進される。いわゆる「官民一体型」に近い類型である。争点を巡る選好が同質的であり、政策における政府の主体性が小さい場合は、政府の役割は「支援型」となる。この場合には、政府の主体性が小さく、民間の動きに合わせてそれを支援する役割を政府は果たすことになる。民間の動きがすでに活発化している

表3 政府の役割の類型

		政府の主体性	
		大きい	小さい
争点をめぐる利害関係	同質	促進型	支援型
	多様	牽引型	調整型

ために、政府が主導性を発揮する必要がある場合や、政府が主導性を発揮しようとしても民間の強い反対のためにそれが実現できない場合などが含まれる。争点を巡る選好が多様であり、政府の主体性が小さい場合は、「調整型」の役割が見られる。政府と民間との間で選好が異なる場合には、政府は民間の意向を重視して意見の調整を図る。また、民間のアクター間で利害関係が多様化している場合に、政府が調整者となり、意見の統一を図ることもこの分類に含まれる。最後に、争点を巡る選好が多様であり、政府の主体性が大きい場合は、政府は「牽引型」の役割を果たす。ここでは、争点を巡る意見や意向が統一化されていない状況において、政府が自らの意向を強く打ち出すことで、政策が進められる。

以上の四つの政府の役割の類型は、ある種の理念型であり、現実には、これらの類型が混在していたり、類型の中間に位置するものなど、さまざまな役割が見られよう。また、その特徴自体も固定的なものではなく、時間の経過や政治経済状況の変化とともに、さまざまに変化するものである。

## (二) 事例の分析と解釈

### 1 情報スーパーハイウェイ

情報スーパーハイウェイ構想をめぐる政策推進体制は、日米両国ともに民間主導を軸にしながら進められている。日本

では、情報通信基盤の構築については、光ファイバー網整備による民間主導の推進という方針をNTTが示していたが、郵政省もこれと同じ民間主導による推進を政策の基本方針としており、「支援型」の役割を果たそうとしていたといえる。しかし、光ファイバー網整備の主体、つまり、民間主導の内容については、支配的事業体であるNTTが自らが主体となった推進を計画していたのに対して、郵政省はNTTだけではなく、ケーブルテレビなどの異種事業者が競争に参入できる環境をつくり、それを通じて効率的な推進を行うことを提案していた。この争点については、独自に推進を行いたいNTTと、事業に参加したいケーブルテレビなどの事業者、参加させたい郵政省とが存在していたために、選好は多様であった。その中で、郵政省は有効な競争状態を作り出すという方針の下で、ケーブルテレビ事業者を育成するための政策を打ち出しており、その役割は「牽引型」に分類される。ただし、通産省はこの問題については独自の「高度情報化プログラム」<sup>(6)</sup>を打ち出しており、日本政府が一体となつて、牽引者としての役割を果たそうとしていたとまでは言えない。

米国では、まず、公的資金を利用した情報通信インフラを整備すべきであるという、政府の主体性が大きい「情報ハイウェイ計画」が政府から発表された。この計画の発表以前には争点が登場していなかったために、アクター間の選好につ

いては未知であったが、この計画における政府の主体性が大きいことから、民間企業はこれに強く反発した。政府が「牽引型」の役割を果たそうとする試みが計画段階で頓挫したのである。このように、政府と民間の意向が対立する中で、政府は方針を転換し、民間主導による構築を基本としたNII計画を発表するに至った。この時、争点を巡る選好は、政府が方針を転換したことで同質的に変化したことから、米国政府は政府の主体性の小さい行動計画を示すことで、「支援型」の役割を果たすことになったと分類される。これによって、米国政府は大規模な資金援助ではなく、実験的なプロジェクトに対する援助やその他の税制、減価償却等の実施、規制緩和などにより、ビジネスチャンスを広大しようとしている。

情報スーパーハイウェイに関しては、日本では基本的に「支援型」ながら、一部の争点については「牽引型」が見られ、米国では「牽引型」の役割を試みたものの「支援型」に移行したという状況にある。

## 2 高品位テレビ

高品位テレビについては、日本では、ハイビジョンの開発段階においては特定の政策がとられなかったが、実用化の目処が立った段階になって、普及促進政策が進められた。この点については、民間アクターを中心とした活動も活発に行わ

れており、政府の役割は基本的に「支援型」にあった。ただ、政府によって進められた普及促進策は、政府管轄の領域についてのものであったため、政府が行った政策にのみ注目して分類するならば、この時の政府は「促進型」の役割を果たしたといえる。その後の大きな争点となった、放送のデジタル化については、まず、郵政省が早期のデジタル化をするべきであるという方針の下に、アナログ方式による放送をさらに推進することを意図していた民間側の活動にもかかわらず、この問題を争点化したことで、政府は「牽引型」の役割を果たそうとしたと分類される。ところが、ハイビジョン開発の中心的な役割を果たしてきたNHKや電機メーカーからの反発が強く、この方針をそのまま継続することは困難になり、この問題を民間の利害関係者と改めて協議するための懇談会が設けられた。このような政府の姿勢は、政府の主体性を当初よりも小さくして、デジタル化の早期実現という選好を持ちながらも、意見の調整を図ろうとしている点で、「調整型」の役割へと移行したといえる。この点については、情報スーパーハイウェイにおける米国政府の事例と同様に、日本政府による「牽引型」の役割は試みだけに終わったといえる。

米国においては、ATVの開発については、ブッシュ政権下においては特定の産業政策はDARPAによる研究開発を例外として、先端技術産業の一環としての誘導策がとられた

にとどまった。開発支援をめぐってはそれに反対する意見も少なからず存在したことから、アクター間の選好は多様であり、政府の役割は「調整型」に分類される。その後、クリントン政権においては、政府の主体性がより強く出された政策を行うことが打ち出され、政府支援に関する選好もより同質的になっていったことから、「促進型」の役割を果たすことが試みられているといえる。

このような基本的な姿勢の中で、ATVの規格の設定については、FCCが中心となつてさまざまな企画案の中から選択する方針であつたために、政府の役割は「牽引型」であつた。しかし、その後、企画案を提出している民間の団体に合同で規格の作成を行うことを勧め、その結果、GAが結成され、GA内部で規格案が選択されることとなつた。したがつて、この時は米国政府は「調整型」に自らが移行することによつて、規格の選択の問題を処理したといえる。

高品位テレビについては、日本では基本的な姿勢にのみ注目すると、「支援型」から「牽引型」への方向転換の試みの後に「調整型」へと推移したと解釈できる。米国では、開発支援についての基本的な姿勢としては、「調整型」から「促進型」へと移行したといえる。

### (三) 小括

これまでの比較分析から、政府の役割は、政策を実行する政府の主導性によつてのみ特徴づけられるものではなく、同程度の主導性を発揮しようとする政策であっても、当該産業を取り巻く市場の状況によつて、政策の及ぼす影響、つまりは、政府の役割が異なることが明らかにされた。

現在は、日米ともに、デジタル革命といわれる技術革新、競争力の強化、グローバルな相互作用などから、民間での動きが先行し、政府は、政策・規制上の枠組の再構築などを通じて産業内の動向に追随する状況になっている。日本では、制度改革を経た現在でも巨大なNTTの独占構造が温存されていること、ケーブルテレビ事業が発達していないこと、といった市場構造上の特徴によつて政府の役割が規定される側面が強く見られている。これに対し、米国では長距離通信市場は、AT&Tの分割にともない競争的な市場構造が作られ、地域通信市場においても七つの大手地域電話会社による競争体制が確立されていた。また、米国では以前からケーブルテレビが広く普及しており、活発な事業が行われていた。一九三四年通信法によつて異業種間の相互乗り入れが禁止されていたために、それぞれの事業者は各分野において強い基盤を確立し得たのである。一九九六年二月に通信法が改正され、

異業種間の相互乗り入れが可能になったことから、情報通信産業における民間の動きが活発化かつ複雑化しており、このような状況が産業政策の役割にも大きな影響を与えている。

このように、市場をめぐる環境やその変化が産業政策に関する政府の意図やその役割に影響を及ぼすことは、日米両国において共通して見られた。ここで取り上げた二つの事例については、市場における諸アクターの選好が多様化している状況において、政府が主導性を発揮しようとすることは日米両国にとって困難なことであり、「牽引型」の役割を果たし得なかったことが明らかとなった。日本においては、一部の争点について「牽引型」の役割を政府が果たしており、米国では「牽引型」から他の型へと移行しているが、この相違は、政府の姿勢というよりも市場の状況がより強く作用した結果であるといえよう。

### おわりに

産業政策については、チャルマーズ・ジョンソンによる米国などの「規制指向型国家」と日本などの「発展指向型国家」の分類が代表的なものであった。このような二分論的な産業政策の理解に基づき、特に日本の産業政策については、その異质性（米国から見た場合の「異質性」）が強調されること

が少なくなかった。しかし、はたして日米間で産業政策のあり方に根本的な相違が存在するののかという問題を検証するためには、同一分野での比較分析を行う必要がある。

本論文では、産業政策の特徴は政策に対する政府の意図によつてのみ決定付けられるのではなく、産業そのものの特質やそれをめぐる市場の動向によつても大きな影響を受けるという立場から、産業政策を通じた政府の役割を四つに分類し、分析を行った。その結果、先端技術産業については日米ともに積極的な政府の姿勢が見られたこと、しかし、政府が主導性を発揮できるかどうかは民間アクターの選好に大きく影響されること、また、政府の役割は市場の動向に応じて変化すること、が明らかとなった。本稿では、産業政策を通じて政府の役割を分析する第一段階として、先端技術産業のみを取り上げて分析を行った。そのため、ここでの分析枠組を異なる産業に対しても適用することによって、産業の発展段階や産業の特質などとの関係を明らかにし、研究を深めていくことが次の課題となる。

### 注

(1) MOSS協議においては、日本の特定産業への市場アクセスの改善が米国側から要求された。ここでは、産業ごとには隙壁とされる点が米国側から指摘され、その対応が協議された。具体的には、電気通信、エレクトロニクス、林産物（木材）、医療

- 品・医療機器、の四つの分野であった。これらの四つの分野はいずれも米国に比較優位があるものであった。
- (2) 日本側の障壁となっている構造として協議の対象となったのは、貯蓄・投資パターン（公共投資の増額、土地政策（地価対策）、流通（大店法の改正）、系列関係、排他的取引慣行（独占禁止法の強化）、価格メカニズム（内外価格差）である。
- (3) これら二つの事例については、ローラ・D・タイソン（竹中平蔵監訳）『誰が誰を叩いているのか』ダイヤモンド社、一九九三年を参照されたい。
- (4) スティーブン・クラズナー（高中公男訳）『日米経済摩擦の政治経済学』時潮社、一九九五年（Stephen D. Krasner, "Asymmetries in Japanese-American Trade: The Case for Specific Reciprocity," Policy Paper in International Affairs, No.32, 1993）。
- (5) 日本電信電話株式会社『中期経営計画（平成二年度～六年度）』一九九〇年三月。Nippon Telegraph and Telephone Corporation, Annual Report 1993。『アルチメディア時代に向けてのN T Tの基本構想』一九九四年一月。現在計画・実施されている日本の主な情報ハイウェイ実験については、新井靖彦編著『図説マルチメディア』日本経済新聞社、一九九四年、九一～九六頁を参照されたい。
- (6) 特殊会社に対しては、政府または特殊法人からの出資があり、役員を選任、事業計画の作成等の面で政府の関与があるが、一般的に他の特殊法人より政府の関与は緩やかである。
- (7) 電気通信審議会答申「二世紀の知的社会の改革へ向けて——情報通信基盤整備プログラム」（一九九四年五月）。同答申は、郵政省監修『二世紀の知的社会への改革』（コンピュータ・エー

ジ社、一九九四年）として公刊されている。

- (8) 『日本経済新聞』一九九四年四月八日朝刊。
- (9) 須田慎一郎『動政省が狙うマルチメディア利権』『文芸春秋』一九九四年十一月号、一二八～一三四頁。小泉純一郎・梶原一明『郵政省解体論』光文社、一九九四年。
- (10) 情報スーパーハイウェイ構想は、ゴア副大統領が、上院議員であった彼の父親が高速道路建設に貢献したことから、七〇年代後半以来の下院議員時代及び八〇年代半ばからの上院議員時代を通じて、米国の情報通信の発展に向けて積極的な立法活動を行ってきたことに由来している。
- (11) 石黒一憲『超高速通信ネットワーク…その構築への夢と戦略』N T T出版、一九九四年、四三～五二頁。
- (12) 就任する以前の一九九二年十二月、クリントンが知事をつとめていたアーカンソー州の州都リトルロックで開かれた「国民経済サミット」での論争。詳しくは、株式会社情報通信総合研究所『通信自由化——一〇年の歩みと展望』一九九六年、四一～四二七頁を参照されたい。
- (13) Information Infrastructure Task Force, *The National Information Infrastructure: Agenda for Action*, Washington D.C., September 15, 1993.
- (14) 関秀夫『日米マルチメディア戦争』P H P 研究所、一九九四年、一一六頁。
- (15) Remarks by Vice President Al Gore at National Press Club, December 21, 1993. Remarks Prepared for Delivery by Vice President Al Gore, Royce Hall, UCLA Los Angeles, California, January 11, 1994.

- (16) ITF, op. cit. 郵政省監修『二一世紀の知的社会への改革』一三三頁。
- (17) 同意審決とは、当事者間の同意による判決または裁判上の和解のことをいう。
- (18) 詳しくは、ヘンリー・ゲラー（黒崎健次郎訳）「転換期における米国の電気通信政策」『海外電気通信』一九八三年一月号、二一―四頁を参照されたい。
- (19) 米通信業界の再編については、以下を参照。佐藤治正「米国における通信市場再編と通信・放送融合に向けて」『InfoCom REVIEW』創刊号、一九九六年春季、九一―八頁。本間雅雄・神野新「新通信法が米国通信業界地図を塗りかえる」『InfoCom REVIEW』第六号、一九九六年春季、一五―三〇頁。那野比古「マルチメディア・巨大新市場の実像」NTT出版、一九九四年、三五頁。
- (20) 小尾敏夫『新通商法の脅威』ダイヤモンド社、一九八九年、一一〇頁。
- (21) 高度映像都市（ハイビジョン・シティ）構想懇談会編『実践ハイビジョン・シティ…快適都市の実現に向けて』日刊工業新聞社、一九八九年。
- (22) 一九九五年三月末現在でモデル都市は二八都道府県の三八地域（三四市・三町・二村）となっており、このうち三三地域、七一カ所にハイビジョンシステムが導入されている（『通信白書』平成七年版、一九九五年、二九五―二九六頁）。
- (23) (社)日本情報通信振興協会編『ニューメディア白書』平成二年版、一九九〇年、一三三―一三三頁。
- (24) 『日本経済新聞』（地方経済面）一九九四年十一月三日、十四面。
- (25) 情報通信総合研究所編『情報通信ハンドブック』九四年版、一四二―一四三頁。一九九三年三月現在でモデル地域に指定されているのは十九都道府県の十六市、十二町、一村、二地区の合計三二地域である。
- (26) 『日本経済新聞』一九九三年七月二八日朝刊、七面。一九九四年三月十七日朝刊、七面。
- (27) 『日本経済新聞』（大阪版）一九九三年三月一日夕刊、三〇面。
- (28) 『日本経済新聞』一九九四年二月三日朝刊、九面。
- (29) 『日本経済新聞』一九九四年二月三日朝刊、九面。
- (30) 『日経産業新聞』一九九四年二月二四日、一、二面。
- (31) 次期放送衛星であるBS-4には先発機と後発機があり、その後次次期放送衛星であるBS-5の打ち上げが二〇〇七年に予定されている。
- (32) マルチメディア時代における放送の在り方に関する懇談会編『放送革命…デジタル放送がマルチメディアを拓く』日刊工業新聞社、一九九五年。
- (33) 「四／十八付・BS-4に係る放送普及基本計画の一部変更」（インターネット上の郵政省の資料。アドレスは<http://www.mpt.go.jp/preslease/>）。
- (34) ATVは放送（伝送）方式の規格である。この他に番組を作る制作（スタジオ）規格があるが、これにはFCCは関与せず、SMPATA（映画テレビ技術者協会）が検討している。ただしSMPATAの決定には強制力はない。
- (35) 日本では放送衛星を利用しているが、米国では地上波の1チャンネル（6MHz）での放送を試みた。

- (36) 規格を提案していたのは以下の団体である。(1) A T V A (American Television Alliance: G I (エネラル・インストルメント) と M I T (マサチューセッツ工科大学)。(2)ゼニス、A T & T、サイエンティフィックアトランタ、(3) A T R C (Advanced Television Research Consortium: ナビッド・サーフ研究所、N B C、トムソン、フィリップス、C L I (コンプレッション・ラプス・インク))。
- (37) テレコムサービス協会編(郵政省監修)『ニューメディア白書』平成六年版。隈部紀生「アメリカの A T V はどうなるか」『NEW MEDIA』一九九六年三月号、五四―五七頁。
- (38) *The Washington Post*, May 28, 1993, p. B1.
- (39) テレビは interlaced コンピュータは progressive 方式。
- (40) 一九九三年五月二七日の下院の公聴会での Michael Liebold (senior scientist at Apple Computer Inc.) の発言。(The Washington Post, op. cit.)
- (41) 米国電子協会(AEA)は二〇一〇年の市場規模は六〇〇億ドルに、商務省は半導体など周辺分野への波及効果は五〇〇億ドルになると試算していた(小尾、前掲書、一一〇頁)。
- (42) この研究開発では、公開入札による企業契約委託方式が採られた。国防総省では高品位テレビを新型の戦闘用ヘリコプターや戦闘機などに搭載する他、模擬戦闘用スクリーンなどへの軍事利用を検討していた。
- (43) *The Wall Street Journal*, Nov. 23, 1998, p. C13.
- (44) 『日本経済新聞』一九八九年十月二〇日朝刊、九面。
- (45) 『日本経済新聞』一九八九年五月十日朝刊、七面。Michael Mastanduno, "Do Relative Gains Matter?: America's Response to Japanese Industrial Policy," *International Security*, Vol. 16, No. 1, 1991 (Summer), pp. 73-113.
- (46) 『日本経済新聞』一九八九年五月十日夕刊、三面。Ellis S. Krauss and Simon Reich, "Ideology, interests, and the American executive: toward a theory of foreign competition and manufacturing trade policy," *International Organization*, Vol. 46, No. 4, 1992 Autumn, pp. 857-897.
- (47) 『日本経済新聞』一九八九年八月二日夕刊、二面。
- (48) *The Washington Post*, Sep. 13, 1989, p. C1. 『日本経済新聞』一九八九年十一月十八日朝刊、八面。
- (49) 坂井昭夫「日米ハイテク摩擦と知的所有権」有斐閣、一九九四年、一三四頁。『日本経済新聞』一九九三年二月二三日夕刊、二面。『日本経済新聞』一九九三年三月一日朝刊、七面。
- (50) 隈部、前掲。
- (51) *The New York Times*, Mar. 2, p. D1.
- (52) *The Washington Post*, July 27, p. B9.
- (53) 隈部、前掲。
- (54) 通商産業省機械情報産業局編『高度情報化プログラム』コンピュータ・エージ社、一九九四年。
- (55) 政府の役割が「支援型」にあった際に行われた個別的政策については、政府の扱う領域内の分野であったことから「促進型」であったと位置づけられる。
- (56) チャルマーズ・ジョンソン(矢野俊比古監訳)『通産省と日本の奇跡』T B Sブリタニカ、一九八二年。(Charltoners Johnson, *MITI and the Japanese Miracle*, Stanford University Press, 1982.)

- (57) このような議論はオキモトが指摘しているように、産業の  
発展段階や産業分野の相違を考慮に入れた研究では必ずしもな  
かった。(タニエル・オキモト(渡辺敏訳)『通産省とハイテク  
産業：日本の競争を生むメカニズム』サイマル出版会、一九九  
一年。(Daniel I. Okimoto, *Between MITI and the Market: Japanese  
Industrial Policy for High Technology*, Stanford University Press,  
1989.))